

2023年1月27日

各 位

上場会社名 東洋建設株式会社  
代 表 者 代表取締役専務執行役員 戴下貴弘  
(コード番号 1890 東証プライム)

**Yamauchi - No.10 Family Office らの  
2023年1月23日、25日及び27日付けプレスリリースについて**

当社は、合同会社 Yamauchi - No.10 Family Office(商号変更前の合同会社 Vpg。以下「YFO」といいます。)及び株式会社 KITE(以下「KITE」といい、一般社団法人 Yamauchi - No.10 Family Office 及び YFO と併せて以下「YFO ら」と総称します。)が当社に対して提案している公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関する申込み(以下「本申込み」といいます。)を受け、YFO らとの間で本申込みに関する協議を継続してまいりました。YFO らは、2022年5月18日付けプレスリリースにおいて本公開買付けの開始予定について公表した後、同年6月30日、9月30日、11月11日及び12月13日の4回に亘り開始時期の変更を公表していましたが、2023年1月27日付けのプレスリリースにおいて、当該開始時期を同年9月下旬頃を目途に延期することを公表しております。

また、YFO らは、同年1月23日付けプレスリリースにおいて、「東洋建設株式会社に関する当社らの新たな対応方針」として、2023年6月開催予定の当社定時株主総会において、新たな取締役を選任するよう提案することを決定したことを公表していましたが、同年1月27日付けプレスリリースにおいて、同株主総会後の新たな当社取締役会において本申込みについて検討及び判断してもらおう想定である旨等を公表しております。

当社は、YFO らが、2022年12月13日付けプレスリリースにおいて、同年8月26日付けで締結された秘密保持契約により公表が禁止される当社及びYFO ら間の交渉の内容等を開示したことに対し、同日付けのプレスリリース等において厳重に抗議していましたが、YFO らが公表した2023年1月23日、25日及び27日付けプレスリリース(以下「本件YFO らプレスリリース」と総称します。)においても、上記秘密保持契約により公表が禁止される多数の事項が公表されており、YFO らは秘密保持契約に違反する行為を繰り返しています。また、これらのプレスリリースには、一方的に事実関係を歪曲化した記載や誤解を生じさせる内容が多数含まれており、大変遺憾です。

当社取締役会は、本申込みについて引き続き真摯に検討してまいりますが、本件YFO らプレスリリースに対する当社の考えは以下の通りです。

1. **当社取締役会は、本申込みについて、適切な検討体制を構築した上で、これまで一貫して適切に検討を行ってきており、コーポレートガバナンス上の問題は存在しないこ**

と

- (1) **当社取締役会は、本申込みについて、適切な検討体制を構築した上で、これまで一貫して適切に検討を行ってきたこと、及び、当社取締役会は本申込みに賛同するか否かを判断するために必要な情報を YFO らから受領できていないこと**

当社取締役会は、本申込みに関する検討を行うに当たり、2022年7月26日の当社取締役会において、当社代表取締役社長及び当社事務局に本申込みに関する YFO らとの交渉を行う権限を委任することを決議いたしました。その後今日に至るまでの間、当社取締役会は、当社代表取締役社長及び当社事務局から、YFO らから提供された資料及び協議内容について適時に共有を受けた上で、取締役会においても本申込みに関する検討を行ってまいりました。

この間、当社事務局は、YFO らの事務局との間で度重なる面談を含む協議を継続的に実施しながら、当社の事業計画に関するインタビューセッションの機会も設けるとともに、YFO らが具体的な施策を含むより精緻化された当社の企業価値向上策及び具体的な数値等を当社に提出するために必要であるとして当社に要請した非公表情報の提供も行ってきました。

また、当社は、YFO らの要請に応じる形で、同年10月18日以降、当社代表取締役社長と YFO ら代表との間の面談(以下「トップ面談」といいます。)を5回に亘り実施しております。

このように、当社取締役会は、本申込みについて、適切な検討体制を構築した上で、これまで一貫して適切に検討を行ってまいりましたが、YFO らからこれまでに提出された YFO らの企業価値向上策には、当社の個別の事業領域や課題に関する優位性を備えた具体的な施策が不足しており、また、当社の企業価値に関する定量的な分析が示されていないため、本申込みに関して十分な検討を行うことは困難であると考えております。

当社は、2022年5月23日から、YFO らに対してこれらの事項の提出を求めてまいりましたが、当社取締役会が本申込みに賛同するか否かを判断するために必要な情報は提出されず、2023年1月13日付け及び同月23日付けの書簡において、改めて、これらの事項の提出を依頼したところです。これらの書簡においては、当社は、YFO らからこれらの事項の提出を受けた後、速やかに当社取締役会との面談の機会を設定することを伝えておりますが、本日時点において、YFO らからこれらの事項の提出を受けていないため、当社取締役会との面談は実現しておりません。

YFO らは、2023年1月25日付けプレスリリースにおいて、当社から追加で提供を受けた情報に基づき可能な限りの内容で同月1月24日付けで定量的な分析結果を回答したと主張しております。しかしながら、YFO らから提供を受けた情報は、具体的な

施策を含む当社の企業価値向上策及びそれに基づく当社企業価値に関する定量的な分析の提供に値するものではなく、当社取締役会は、依然として、本申込みに賛同するか否かを判断するために必要な情報の提供を受けておりません。

当社が未だ提供を受けられていない情報の中には、YFO らの想定投資期間における各期の①貸借対照表、②損益計算書、及び、③買収資金の調達・返済・回収、設備投資、M&A 投資等の投資計画とそのための資金調達も含めたキャッシュフロー計算書の見込み等、本申込みを行っている者として既に提出してあるべき情報も含まれていることを付言いたします。

## (2) YFO らが要請した当社の非公表情報の提供が中断した原因は YFO らにあること

上記(1)の通り、当社は、本申込みに関する十分な検討を行うために、従前から、YFO らに対して、より具体的な施策を含む当社の企業価値向上策及びそれに基づく当社企業価値に関する定量的な分析の提示を求めておりました。これに対して、YFO らは、2022年6月6日付け書簡等において、それらの事項の提出のためには、当社の経営に関する非公表情報の提供を受ける必要がある旨を示すと共に、当社に対して、「データリクエスト」と題されるエクセルファイルを交付し、当社の経営に関する非公表情報の提供を要請しました。

当社は、YFO らの上記要請、及び、同年8月26日付けの秘密保持契約の締結を踏まえ、事務局を通じた協議を継続しつつ、上記の事項の提出を受けるために、非公表の当社の事業計画、一般管理費の明細、海外工事の採算推移データ等を YFO らに提供してまいりました。このような開示を行うに当たり、当社は、「データリクエスト」により要請された情報の内容が明確に特定されておらず、YFO らが必要とする情報を特定することが困難であったため、事務局間協議の中で行われた当社の事業計画に関するインタビューセッションの結果を踏まえて、YFO らが必要とする情報を具体的に確認しつつ、情報の提供を進めておりましたが、このような情報の提供の進め方は、予め事務局間で合意されたものでした。

しかしながら、当社は、同年10月5日付けの YFO ら代表の当社代表取締役社長宛ての手紙によりトップ面談の要請を受けた後は、YFO らの事務局から、当該事務局間インタビューセッションのための日程調整の連絡や、情報提供に関する問い合わせを受けたことはありませんでした。また、当社事務局が YFO ら事務局に対して、限られた時間のトップ面談において充実した議論が行われるように内容の事前調整を要請したことに対して、YFO らの事務局は、トップ面談の内容については「事務局からはお伝えできない」、「山内から直接お伝えする」などと回答し、事務局間協議を行う姿勢を見せませんでした。

加えて、同年11月2日の2回目のトップ面談で、YFO ら代表から、「僕が納得しな

いと先には進みませんので、事務局間による実務的な遣り取りは意味がない」旨の発言があり、事務局間の協議はYFOらから一方的に打ち切られました。これにより、当社が2023年1月13日付けの書簡の交付と共に情報の提供を再開するに至るまで、当社からの情報提供も中断しました。

このように、YFOらに対する当社の経営に関する非公表情報の提供が中断した原因はYFOらにあることは明らかです。

**(3) 本件 YFO らプレスリリースには、一方的に事実関係を歪曲化した記載や誤解を生じさせる内容が多数含まれていること**

当社取締役会は、本件 YFO らプレスリリースには、下記の各事項を含め、一方的に事実関係を歪曲化した記載や誤解を生じさせる内容が多数含まれており、これらのプレスリリースは、当社株主その他市場関係者に意図的に誤解を生じさせようとする不適切な開示であると考えております。

**ア. 「当社の経営の基盤」が崩壊するリスクは、当社の企業価値の根幹に関わる深刻なリスクであること**

当社は、当社の企業価値を向上させるためには、主力事業である海上工事の安定的シェアを確保・向上させることが重要であると考えております。当社が携わる海上工事においては、公共事業として入札手続を伴うものが大部分を占め、また、港湾・国防に関わるものも多いたるところ、当社がこれらの工事を安定的且つ継続的に受注できているのは、当社が、これらの工事を受注するために不可欠な、法令遵守及び機密情報の厳重な管理体制を構築し運用してきたことが一つの大きな要因です。また、海上工事は当社一社だけで実施できるものではなく、その実施に当たっては、協力会社、共同企業体構成会社、地域の関係者等の様々なご関係者との協働が不可欠であるところ、当社がこれらのご関係者から厚い信頼を得て良好な関係を維持していることも、当社がこれまでこれらの工事を受注し施工できている理由と考えています。当社は、上記のようなわが国の社会全体への責任を含む様々なステークホルダーへの責任を果たすことを通じて、企業価値ひいては株主の皆様のご利益の最大化を図るべきであると考えております。

そのため、当社取締役会としては、当社への買収提案については、当社の企業価値の根幹の一つであるこれらの「当社の経営の基盤」を十分に理解した上、「当社の経営の基盤」を維持できる者によるものでない限りは、賛同することは難しいものと考えております。

当社は、これまで、事務局間協議やトップ面談を通じて、YFO らに、「当社の

経営の基盤」に関する説明を丁寧に行ってきました。YFO らは、当社取締役会が、「マリコン以外の会社が東洋建設を買収して、非公開化した場合、公共事業の受注が得られなくなり、東洋建設の事業が立ち行かなくなる」という主張を行ったと主張しておりますが、当社取締役会は、いわゆる「マリコン」ではないインフロニア・ホールディングス株式会社による公開買付けに賛同したことから明らかな通り、「マリコン以外の会社が東洋建設を買収して、非公開化した場合」に「当社の経営の基盤」が崩壊すると主張した事実は存在しません。YFO らのこのような主張は、YFO らが未だ「当社の経営の基盤」について全く理解していないことを明らかにするものであります。

**イ. 当社代表取締役社長が特別委員会でのプロセス及び取締役会の機関決定を経ずに YFO ら代表に書簡を交付したのは、YFO ら代表からの強い要請に基づき同意を得た上で行ったものであること**

当社代表取締役社長は、2022 年 11 月 25 日のトップ面談において、YFO ら代表に対し、「今までお伝えしてきましたとおり、貴社らからの弊社全株式取得のご提案に賛同することはできません」との記載を含む書簡を交付しております。もっとも、当該書簡の交付は、同年 11 月 14 日のトップ面談において、YFO ら代表から、同月末日頃を目途として当社から提案を行うよう要請されたことに対して、当社代表取締役から、それまでに第三者委員会や取締役会を経た判断をすることはできないことをお伝えしたにもかかわらず、YFO ら代表から、そのような手続を踏んだ正式な提案ではなくその時点での当社代表取締役・実務チームの「気持ち」を連絡することで良いので是非とも提出して欲しいという再三の要請を受け、そのような手続・内容での提案となることについて同意頂いた上で行われたものです。そもそも、同年 11 月 14 日のトップ面談の設定に当たっては当社代表取締役と YFO ら代表の間において手紙のやり取りが行われており、YFO ら代表は、当初「取締役会としての判断に先立つ形」としてトップ面談を要請しておりましたが、同年 11 月 9 日付けの手紙において、それは、トップ面談を早期に設定したいという趣旨であって、トップ面談後の当社取締役会としての決定を求める「意図ではない」旨を明白にされていました。

このことは、当社代表取締役と YFO ら代表の同月 25 日のトップ面談において上記書簡の内容を説明した際にも、YFO ら代表からは、同月 14 日の面談において、当社代表取締役社長・実務チームの「気持ち」を伺うことになっていたのも持ち帰って検討する旨の発言や、現時点での大まかな方向性を提示頂いたと思っている旨の発言があった一方で、当社書簡が特別委員会でのプロセス及び取締役会の機関決定を経たものではないことについて問題視する発言はなかったことから明らかです。

YFO らは、本件 YFO らプレスリリース等において、上記書簡の交付が特別委員会でのプロセス及び取締役会の機関決定を経ずに行われたコーポレートガバナンスの観点から問題のあるものである旨を主張していますが、このような主張は、事実を自己の都合の良い方向に歪曲化した悪質なものであるといわざるを得ません。

**ウ. 当社が「対応方針」に関する株主総会議案を取り下げた理由は、その目的が一応達成されていると考えられたことから、真摯に YFO らとの協議に臨むという当社としての姿勢を示すためであったこと**

YFO らは、2023 年 1 月 23 日付けプレスリリースにおいて、当社の「買収防衛策」の導入が一般株主から支持されないものであったと主張しております。

しかしながら、2022 年 6 月 23 日開催の当社定時株主総会第 5 号議案(以下「本対応方針」といいます。)は買収防衛策ではなく、また、当社が同議案を取り下げた理由は、YFO らが(i)本対応方針所定の情報の提供については最大限の努力を尽くすこと、及び、(ii)2023 年 5 月 24 日までの間、当社株式の追加取得を行わないことを、それぞれ誓約したものと当社取締役会として理解したため、当社取締役会が十分な交渉力を確保した形で本申込みにつき YFO らとの間で実効的な協議を行うことを可能とする環境を確保するという本対応方針の目的は一応達成されていると考えられたことから、YFO らとの間で友好的且つ実効的な協議が行われることを阻害しないよう、真摯に YFO らとの協議に臨むという当社としての姿勢を示すためであり、一般株主の皆様からご支持頂けなかったためではありません。

## 2. YFO らの新たな対応方針について

前述の通り、YFO らは、2023 年 1 月 23 日付けのプレスリリースで、2023 年 6 月開催予定の当社定時株主総会において、新たな取締役を選任するよう提案することを決定したことを公表しておりましたが、同年 1 月 27 日付けプレスリリースにおいて、同株主総会後の新たな当社取締役会において本申込みについて検討及び判断してもらう想定である旨等を公表しています。当社取締役会としては、今後 YFO らからそのような提案が適法になされた場合には、適切な手続に従って当該提案について検討する所存です。

また、当社は、今後、当社のコーポレート・ガバナンス報告書に記載の公正な手続に従って、当社の役員選任議案を決定し、公表いたします。

なお、YFO らは、同年 1 月 23 日付けプレスリリースにおいて、当社の現在の社外

取締役及び監査役が、当社の執行部を監督する役割を十分に果たしていないなどと主張し、その理由として、本申込みの検討体制の構築を怠り、さらに、当社事務局らの問題行動・対応を監督及び是正できなかったことを挙げています。

しかしながら、当社取締役会は本申込みについて、適切な検討体制を構築した上で、これまで一貫して適切に検討を行ってきており、コーポレートガバナンス上の不備はないことは上記 1.の通りであり、YFO らの主張は事実と反しています。

以 上